

**南小泉公園再整備基本計画策定支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要項**

**1. 目的**

本要項は、南小泉公園再整備基本計画策定支援業務委託に係る事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

**2. 業務の概要**

(1) 業務委託名

南小泉公園再整備基本計画策定支援業務委託

(2) 業務目的

南小泉公園は、開園から40年以上が経過し、施設の老朽化に加え、新たな交通ルールに則った自転車道の整備等、ハード面の課題を抱える一方で、新たなモビリティの普及によるニーズの多様化や、交通ルール・マナーを学ぶ交通安全教室等の必要性が高まる等、ソフト面の課題も抱えている。これらの課題を解決し、交通公園機能を充実させるとともに、公園利用者の利便性を向上させるため、再整備を行うこととしている。

本業務は、南小泉公園の再整備にあたって「交通公園再整備に係る調査検討業務委託（令和5年度）」の成果を踏まえ、地域住民や公園利用者等の市民意見の整理と、サウンディング型市場調査を実施することにより、公園整備に係る基本的な内容及び官民連携による事業手法を検討することを目的とし、基本計画の作成を支援するものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

(4) 業務対象地

- ①公園名称：南小泉公園
- ②公園種別：近隣公園
- ③所在地：仙台市若林区古城三丁目26番地内
- ④対象面積：公園面積 A=21,104 (㎡)

(5) 業務内容

別紙「南小泉公園再整備基本計画策定支援業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(6) 業務委託料提案上限額

金8,167,000円(消費税及び地方消費税を含む)

**3. 参加要件**

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 仙台市一般競争入札参加資格者名簿への登録があること、または以下の①～③の全てを

満たす者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
  - ②仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に該当しないこと。
  - ③市内に本店、支店または営業所を有する場合は、仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。市内に本店等を有しない場合は、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) (1)のうち、仙台市一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、参加表明に係る書類及び企画提案書の受付期間内に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- (5) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
- ①全ての構成員が、上記（1）から（4）に掲げる条件を満たしていること。
  - ②構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、または単独により本プロポーザルに参加していないこと。
  - ③構成員が代表構成員に発注者等と折衝する行為等を委任していること。
  - ④本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
  - ⑤業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
  - ⑥本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。
- (6) 国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人またはその他の法人が発注した、公園における基本計画等策定業務及び公園における官民連携事業に係る調査検討業務を行った実績があること。ただし、対象とする実績は、日本国内の業務かつ平成31年4月1日から令和6年3月31日までに業務が完了したもの（共同企業体の構成員として行った場合においては、代表者として行ったもの）に限る。
- (7) 本業務の配置予定担当者は、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人またはその他の法人が発注した、公園における基本計画等策定業務及び公園における官民連携事業に係る調査検討業務において、総括担当者または主担当者としての実績があること。ただし、対象とする実績は、日本国内の業務かつ平成31年4月1日から令和6年3月31日までに業務が完了したものに限る。

#### 4. 質問受付

本プロポーザルに関する質問は、次に掲げる手順で行うものとする。

(1) 提出方法

電子メール

(2) 質問様式

様式第1号「質問書」

(3) 提出先

「11. 事務局」あて

(4) 受付期間

令和6年5月13日（月）から令和6年5月17日（金）午後5時まで

(5) 留意点

- ・電子メール以外での質問は一切受け付けない。
- ・電子メールの件名は、「南小泉公園再整備基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問（応募者名）」とすること。
- ・質問の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問合せをする場合がある。

#### 5. 質問回答

本プロポーザルに関する質問に対する回答は、次に掲げる手順で行うものとする。

(1) 回答方法

質問内容を取りまとめのうえ、本市のホームページに回答を掲載する。

(2) 回答日

令和6年5月21日（火）

(3) 留意点

- ・回答は本募集要項と一体のものとして、同等の効力を持つものとする。
- ・質問者の名称等は公表しない。

#### 6. 参加表明に係る書類及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明に係る書類及び企画提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

次に掲げる書類を8部（正1部、副7部）提出すること。ウについては、共同事業体の場合のみ提出すること。オ・カについては、アにおいて、仙台市一般競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合にのみ、提出すること。

-	-	提出書類	様式	添付書類
参加表明に係る書類	ア	参加表明書	様式第2号	仙台市一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、入札参加資格の決定通知の写し。
	イ	会社概要	様式自由	-
	ウ	共同事業体結成に係る届出書 (共同事業体の場合のみ)	様式第3号	別途、協定書等、結成に係る書類を求めることがある。
	エ	市税等の滞納が無いことの 証明書	-	市内に本店、支店または営業所を有する場合は、仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書、市内に本店等を有しない場合は、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書を添付すること。
	オ	誓約書	様式第4号	-
	カ	履歴事項全部証明書	-	原本または写しの添付
企画提案書	キ	実施体制	様式第5号	-
	ク	業務実績	様式第6号	業務実績が分かる資料（仕様書及び契約書）の写しを添付すること。
	ケ	有益な知見やノウハウ	様式第7号	-

-	-	提出書類	様式	添付書類
	コ	配置予定担当者 (総括担当者)	様式 第8号	資格を確認できる資料(資格者証の 写し等)を添付すること。
	サ	配置予定担当者 (主担当者)	様式 第9号	資格を確認できる資料(資格者証の 写し等)を添付すること。
	シ	実施方針・内容	様式 第10号	-
	ス	独自視点・創意工夫	様式 第11号	-
	セ	見積書	任意様式	-

(2) 提出方法

持参または郵送(共に受付期間内必着とする。)

(3) 提出先

「11. 事務局」あて

(4) 受付期間

令和6年5月13日(月)から令和6年5月31日(金)午後5時まで

(5) 受付時間

開庁日の午前9時から午後5時まで

(6) 留意点

- ・使用言語は日本語、フォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。
- ・作成にあたっては、様式に記載の説明用語の削除や枠の拡張は行わないこと。
- ・提出書類には、各々様式番号を記入した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じること。
- ・企画提案書には、応募者が特定できる名称(会社名、住所、氏名等)、ロゴマーク等は一切記載しないこと。
- ・企画提案書には、必要に応じて図表等を用いることができる。図表等のフォントやポイントは任意とする。
- ・副本は、正本の写しを提出するものとするが、参加表明に係る書類、企画提案書共に、応

募者が特定できる名称（会社名、住所、氏名等）、ロゴマーク等の記載がある場合は、黒塗り等により特定できないように加工してから提出すること。

#### (7) プロポーザルの参加への辞退

提出書類を提出した者が、参加を辞退する場合は、以下により速やかに書類を提出すること。

##### ①提出方法

持参または郵送

##### ②提出様式

任意様式

##### ③提出先

「11. 事務局」あて

##### ④提出時間

開庁日の午前9時から午後5時まで

## 7. 審査方法及び評価項目

### (1) 審査の流れ

別に定める「南小泉公園再整備基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により、次頁の評価項目について、応募者からの企画提案書及びプレゼンテーションをもとに総合的な審査を行う。

#### ①受託候補者の特定

評価項目について各審査委員が審査し、合計点数が最も高い者を第一受託候補者、次に高い者を第二受託候補者として特定する。委員の合計点数が同じ者が複数いる場合は、評価項目「ア 実施体制」「キ 実施方針・内容」の合計点数が高い者を上位とする。「ア 実施体制」「キ 実施方針・内容」の合計点数も同じである場合は、提示価格が低い者を上位とする。

#### ②最低基準

すべての委員の点数が6割以上であることかつ評価項目「ア 実施体制」「キ 実施方針・内容」がそれぞれ6割以上とする。

#### ③審査及び評価の除外

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、第一受託候補者が参加資格を失った場合には、第二受託候補者と手続きを行う。

- ・「3. 参加要件」を満たしていない場合
- ・本プロポーザルの期間中（参加表明に係る書類及び企画提案書の受付から契約締結まで）に指名停止処分を受けた場合
- ・提出書類が定められた体裁や事項に適合しない場合
- ・提示価格が「2.（6）業務委託料提案上限額」に定める金額を上回っている場合

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査及び評価の公平性を害する行為があった場合
- ・審査委員会の委員及び本事業に従事する市職員と助言・援助その他審査の公正を疑われるような行為があった場合

評価項目	評価内容	評価書類等	配点
ア 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に対して、遂行可能な人員が確保され、命令系統、役割分担が明確かつ適切であるか。</li> <li>・本市の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。</li> </ul>	様式第5号	20
イ 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や地方公共団体等が発注した、公園における基本計画等策定業務及び公園における官民連携事業に係る調査検討業務を行った実績があるか。</li> </ul>	様式第6号	10
ウ 有益な知見・ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務を遂行するにあたり有益な知見やノウハウがあると判断できるか。</li> </ul>	様式第7号	5
エ 配置予定担当者 (総括担当者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や地方公共団体等が発注した、公園における基本計画等策定業務及び公園における官民連携事業に係る調査検討業務を行った実績があるか。</li> </ul>	様式第8号	5
オ 配置予定担当者 (主担当者)		様式第9号	5
カ 担当者の熱意・意欲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に関する担当者としての熱意や意欲は感じられるか。</li> </ul>	全体	5
キ 実施方針・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の作成や事業スキームの決定に関する提案がなされているか。</li> <li>・交通公園としてのハード及びソフトに関する課題への提案がなされているか。</li> </ul>	様式第10号	20
ク 独自視点・創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の効果的な実現に向けた、独自の提案を具体的かつ明瞭に示しているか。</li> </ul>	様式第11号	10
ケ 業務への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の主旨を理解した提案となっているか。</li> </ul>	全体	10
コ 見積書の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提示価格やその内容が妥当であるか。</li> </ul>	見積書	10
合計			100

## (2) プレゼンテーション

### ①日付

令和6年6月6日(木)

### ②場所

仙台市青葉区二日町12番34号 オンワード樫山仙台ビル11階  
建設局会議室

### ③時間

説明時間：20分 質問時間：10分

### ④出席者

5名以内とし、配置予定担当者(総括担当者・主担当者)は、原則出席すること。

### ⑤説明方法

配置予定担当者(総括担当者・主担当者)が説明を行うものとし、説明には、応募者のパソコンやスピーカー等を持参のうえ、本市の用意するモニターを用いて、PowerPoint等による説明ができるものとする。企画提案書以外の資料を用いる場合は、令和6年6月5日(水)12時までに事務局まで提出すること。

### ⑥その他

プレゼンテーションの集合時間やその他留意点等の詳細については、別途応募者に通知する。

## (3) 結果通知

応募者それぞれに対して、令和6年6月10日(月)に、審査及び評価の結果を郵送により通知し、併せて本市のホームページ上で公開する。通知を受けた応募者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して、閉庁日を除く7日以内に、書面により、非特定理由について説明を求めることができる。応募者より非特定理由について説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して、閉庁日を除く7日以内に書面により回答する。

## 8. 契約締結

本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議のうえ、作成した仕様書に基づき、見積書を徴収し、「2.(6)業務委託料提案上限額」の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、提出された企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ、内容を一部変更する場合がある。

第一受託候補者との協議が不成立の場合は、第二受託候補者と協議を進める。



## 9. スケジュール

時期	実施事項
令和6年5月13日（月）	公告（募集要項公開）
令和6年5月17日（金）	質問受付期限
令和6年5月21日（火）	質問回答
令和6年5月13日（月）から 令和6年5月31日（金）	参加表明に係る書類及び企画提案書の 受付期間
令和6年6月6日（木）	企画提案書の審査・評価 （プレゼンテーション）
令和6年6月10日（月）	審査結果の通知
令和6年7月中旬頃	契約締結

## 10. その他

「交通公園再整備に係る調査検討業務委託（令和5年度）」成果品（概要版）の貸与を希望する場合は、「6. 参加表明に係る書類及び企画提案書の提出」の受付期間内に「11. 事務局」あて、電子メールにて連絡する。件名は、「南小泉公園再整備基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルについて【成果品貸与希望】（応募者名）」とすること。

## 11. 事務局

仙台市建設局百年の杜推進部公園管理課企画調整係

所在地：仙台市青葉区二日町12番34号 オンワード樫山仙台ビル4階

電話：022-214-8357

FAX：022-214-8358

電子メール：[ken010220@city.sendai.jp](mailto:ken010220@city.sendai.jp)